

『平家物語』 略本型本文と広本型本文の関係

——卷一、後白河院出家およびその関連叙述をめぐって——

谷 村 茂

はじめに

I 諸本文の後白河院出家叙述のあり方

『平家物語』の延慶本・長門本（以下、広二本）には親本が想定されること^①、そうした本文に屋代本・覚一本（以下、略二本）の想定共通親本の淵源を求められるだろうということが指摘されている。筆者もこの問題に検討を加え、そのような親本的な本文の想定

略二本の後白河院出家叙述および広二本・四部本・鬮諍録のそれに相当する叙述箇所を、まず事例 a として挙げる。ここには廻行性を含め、諸本文の持つ傾向がよく現われている。

る。筆者もこの問題に検討を加え、そのような親本的な本文の想定は必須であるとの見通しを得た。しかしいっぽうで、略二本がむしろ廻行的な叙述形態を留めている場合もあり、広二本の親本的な本文に還元しきれるかという点には考察の余地があることも認めた。

小稿では、既に武久堅氏が詳しく御検討された箇所ではあるが、^④

略二本の後白河院出家は「殿下乗合」の劈頭に叙述されているが、叙述自体は、前章段の「東宮立」から連続する「高倉院即位↓建春門院・時忠以下、平氏の榮華↓後白河院出家」という流れの中に位置付けられる。いっぽう広二本・四部本・鬮諍録の相当箇所は出家叙述を持たない。

卷一の後白河院出家とその周辺叙述のあり方を対象にして、略二本の本文形態が広二本および四部本・鬮諍録がみせる本文形態に還元できるかという問題について改めて考察してみたい。

a ①（屋）嘉応元年七月廿日、一院御出家アリ。出家ノ後モ一

向万機ノ政ヲ聞召レケレハ院ノ内ノ御間御心ヨカラス。

（覚）さる程に、嘉應元年七月十六日、一院御出家あり。

御出家の後も万機の政をきこしめされしあひだ、院内わく方なし。

(延) 当^レ今^レ御即位^レ之後^ハ、法皇モイト、分ク方ナク、万機ノ政ヲ被知食シカバ、院内ノ御中、コ、ロヨカラズトゾ聞エシ。

(長) 当^レ今^レ御即位^レの後^ハ、法皇いと、わくかたなく

(四) 当^レ今^レ御即位^レ後^ハ法皇無ク分方^ヲ被^レ聞^ク食^ハ万機政^ニ院内御中不^レ疎ナラ

(關) 高倉院御踐祚^レ之後^ハ法皇「後白河法皇」無^レ別方^ニ四

海安危^ヲ照^シ掌内^ニ百王ノ理乱^ヲハ懸心中^ニ⑤

傍線部の院・内不和の叙述は、略二本が後白河院出家に、広二本・四部本・關諍録が高倉帝即位にそれぞれ結びつけているものの、諸本間の叙述の近接度は高い。長門本の叙述が途中で跡切れているのは、延慶本型の叙述から脱落を生じた結果とみられ、寛一本のあり方は他三本の共有する文末「御間心ヨカラス」を、あからさまな不和の表現を避けるためであろうか、広二本・四部本・關諍録の持つ「分ク方ナク」という表現を撰取して、「御間御心ヨカラス」と差し替えたものとみられる。両系それぞれの古態本文ともくされる屋代本・延慶本の叙述が最もよく一致しており、おそらく広・略両系本文が分岐派生する前の遡行的な形態を最もよく留めていると考

えられる。傍線部は本来一つの叙述から派生したものであることはほぼ間違いないであろうが、略二本の後白河院出家型と、広二本・四部本・關諍録の高倉帝即位型のどちらがより遡行的であるかの判定は容易ではない。ただ、叙述的には広二本と同様の傾向を持つ四部本、あるいは關諍録も、高倉帝即位型を採用していることを勘案すれば、両方のスタイルが存在していたらしいこと、したがって広二本・四部本・關諍録という、いわば広本型本文が後白河院出家の叙述を欠くのは不意な脱落とばかりとはいえないということが推測される。

ところが広本型本文の中でも延慶本だけは、次のように、高倉帝の即位に不自然な形で結び付けるという方法で後白河院の出家を叙述している。

b ① (延) 先帝ハ僅ニ五歳ニテ御位退セ給テ、新院ト申テ、同

六月十七日ニ上皇御出家アリ。後白河法皇トゾ申ケル。

未^ク御元服ナクテ、御童形ニテ、太上天皇ノ尊号アリ

キ。

他本の同所は、次のように概ね一致した叙述を持つ。

b ② 「略」 春宮踐祚^キ有シカハ、イツシカ御位ヲサラセ給テ新院

トソ申ケル。未^ク御元服モナクテ大上天皇ノ尊号アリ。

(引用屋代本、寛一本ほぼ同じ。)

(長) 先帝は五歳にて御くらしいを退かせ給いて、新院と申

しき。いまた御元服なくて御重形にて大上天皇の尊号

ありき

(四) 東宮有^シ踐^セ退^カ下^カ御位親院申^セシカ未御元服^モ童大上

天王尊号

(關) 東宮「高倉天王」有^ニ御踐^ハ祚^ニ六条院四歳退^ニ御位^ヲ

被号新院「未^ス御元服有^ニ大上天皇尊号

延慶本の出家記事は文脈の整わない未整理な置かれ方であり、これを取り去れば、他本の叙述構成と等しくなる。また、略二本は出家年次を嘉応元年(仁安四年)としており、諸史料と一致しているが、延慶本の場合、この位置では「同」の指し示す年次が仁安三年ということになる。こうした形態と位置から、延慶本の上皇出家叙述は後に補入されたものとみることができ。おそらく「新院」

「大上天皇」という言葉に引かれて、高倉帝即位記事に後白河院出家を割り込ませるといふ錯誤を犯したのが延慶本の形なのであろう。ただし、延慶本の出家日次「六月十七日」は「玉葉」や「百鍊抄」の嘉応元年の記事「(六月)十七日、「壬寅」天陰、今日、上皇御出家也、(「玉葉」)と一致している。しかし延慶本にはそれら史料との関連を認める積極的な根拠は見出せない。

また「平家物語」諸本では、盛衰記がこの日次の出家叙述を採つ

ており、年次も嘉応元年としている。

b ③ (盛) 嘉応元年「己丑」六月十七日、上皇法住寺殿ニシテ、

御出家、御年四十三。御戒師ハ、園城寺ノ前大僧正覚

忠、唄法印公舜・憲覚、御剃手法印尊寛・権大僧都公

顕也。今度皆智証ノ門徒ヲ用ヒラル。御布施ヲバ大相

国已下ゾ被ニ執行ニケル。今日ヨリ始テ、五十箇日ノ

御逆修アリ。八月八日結願セラル。

もつともこの叙述は、続く資盛と基房の衝突に至る経過とともに、「玉葉」の記事を参照している可能性が高い^{①②}。また次に示す盛衰記の事例 a ②も出家叙述を持たない広本型本文を前提にしているとみられ、しかもそこには脱落が認められる。

a ② (盛) 高倉院踐祚之後ハ、無^ニ諍方^ニ一院万機之政ヲ聞召

シ、カバ、(一〇)院中ニ近ク召仕ル、公卿殿上人以下

北面ノ輩ニ至ルマデ、

盛衰記は、他本が「一〇」部に相当する箇所を持つ「院内」御中、御コ、ロヨカラズトゾ聞エシ(引用延慶本)という叙述を持たない。おそらく「院内」と「院中」との間で目移りをおこして脱落させたものとみられる。また他本が「事例 a ↓後白河院とその近臣の平氏の栄達に対する不満 ↓殿下乗合」と叙述を進めているのに対して、

盛衰記は殿下乗合の前に後白河院出家を置き、続いて出家後の熊野

参詣叙述を挿入するという独自の構成を採っている。しかし延慶本には、出家叙述自体はもとより、叙述の構成にも、特にこうした盛衰記的な本文の影響を受けたような痕跡は認められない。延慶本の後白河院出家叙述の前提に、盛衰記型本文の先行とその参照という事情を想定することも難しいのである。盛衰記の叙述にもまた、広本型本文を前提に、『玉葉』に取材して独自の増補改変を試みたという経緯が想定でき、むしろ広一本よりも後出的な形態であると判定される。

長門本・四部本・鬮諍録が後白河院出家記事を持たず、出家叙述を持つ延慶本・盛衰記にはそれぞれに後補性が認められることから、広本型は本来、後白河院の出家叙述を持たない本文だったと考えられる。その叙述はおそらく、高倉帝の即位によって平氏が栄えたが、院も依然政務に介入したため内との仲が不和になり、院とその近臣は平氏への反感を高めた、というものであったと想定される。

このように後白河院出家叙述の有無をめぐって、大きくは略本型本文と広本型本文の二つのスタイルが定着していたと推定される。では、法皇出家叙述を持たない広本型は略本型が廻行することのできる本文形態だといえるだろうか。

II 「清水寺炎上」における後白河院の呼称

『平家物語』諸本とも「清水寺炎上」を、嘉応元年（一一六九）の後白河院出家に先立つ永万元年（一一六五）の出来事として叙述しており、この叙述順は諸史料の記述とも一致する。¹³略二本（略本型本文）はここで後白河院に「一院」という呼称を用いているが、広本型本文には「上皇」とともに、既に「法皇」の呼称の併用が認められるのである。

c ① [略] (屋) 一院山門ノ大衆ニ仰テ

(覚) 一院山門の大衆に仰テ

[広] (延) 上皇、山ノ大衆ニ仰テ

(長) 上皇山の大衆に仰テ

(四) 上皇仰テ山門大衆一

(關) 上皇仰テ山門大衆一

c ② [略] (屋) 一院此由被レ聞シ召一テ

(覚) 一院もいそぎ

[広] (延) 上皇大ニ驚キ思食テ

(長) 法皇もおとろきおほしめして

(四) 上皇モ被驚キ思食

(關) 上皇間食此被ケレハ驚覺人食一

c ③ 〔略〕(屋) 一院モ還御成ニケリ

(覚) 一院六波羅より還御なる。

〔広〕(延) 法皇還御成ニケリ。

(長) 上皇もかんきよなりにけり

(四) 上皇還御成

(關) 上皇ハ成還御一

ここまでは、焼き打ちの経過を叙述した部分での事例である。延慶本・長門本でそれぞれ一例ずつ「法皇」が用いられているが、広本型のこの辺りの呼称の基調は「上皇」にあるといえる。しかし焼き打ち後の、清盛が院への疑念を口にして重盛に諫められる挿話と、六波羅より還御した後白河院が近臣たちと清水寺焼き打ち事件の取り沙汰をする挿話では、広本型は「上皇」に替って「法皇」の呼称で統一されている。

c ④ 〔略〕(屋) サテモ一院ノ是へ御幸成タリツル事コソ大ニ

恐々覚ユレ。

(覚) 一院の御幸こそ大に恐れおぼゆれ。

〔広〕(延) 法皇ノ入セ御坐ツルコソ返々モ恐レ覚ユレ。

(長) 法皇のいらせおはしましつることおそれおは

ゆれ。

(四) 法皇入御コソ恐レ覚ユレ

(關) 法皇ノ入御美ニ雖有「其畏」

c ⑤ 〔略〕(屋) 一院還御ノ後 (覚) 一院還御の後

〔広〕(延) 法皇還御ノ後 (長) 法皇は還御の後

(四) 法皇還御後 (關) 法皇還御之後

こうした呼称のあり方について、武久堅氏は次のように述べられている。

いわばこの不手際は二二巻本成立時点の傷跡であり、かつ成立時代の後白河の呼称の通念を素朴に持ち込んだものではないか^⑭。

氏は同所で「法皇」の呼称が用いられている部分と焼き打ち部分とは形成時期が異なるとも述べておられ、それが接合された際の「不手際」と御覧になるわけである。説得力に富む御見解と思われる。

ただし、長門本や四部本・關評録に出家叙述がなく、延慶本もまた本来その形であったことを勘案すれば、広本型本文の段階で「法皇」呼称が使用されているのは、「成立時代」の呼称通念が継承され続けているとばかりはいえないのではないだろうか。

延慶本のc ③、長門本のc ②は、とりどりに「法皇」の方向で呼称の調整を計ろうとしている。またc ⑤は諸本文とも清盛の言葉の中に現われる事例であるから、広本型本文では「法皇」が物語内現在の呼称として用いられていることになる。広本型本文のこうした

調整、または無調整、のあり方に、出家相当年次を遡って後白河院を法皇として位置付けようという志向を読み取ることができる。広本型本文に「不手際」をみるとすれば、それはむしろ「上皇」という呼称を留めていることにあると考える。

略本型本文の屋代本・覚一本は、ともに「一院」の呼称を採っている。「語り系本は明らかに出家の出来事を意識して呼称に整理の手を加えている。」との武久氏の御指摘があるように、¹⁵⁾ここには整序性を認めることができる。あるいはそれは二条帝の讓位により、二人になった「上皇」を呼び分けるため、後白河院に用いた呼称とも考えられる。しかし二条院は覚一本の「同七月廿七日、上皇つゝに崩御なりぬ（「額打論）」という箇所、「上皇」と呼ばれているのみであり、しかも屋代本の同所は「主上」と呼称しているのである。それよりも、広本型本文が後白河院の呼称を「法皇」へと切り替える「清水寺炎上」で、それに呼応するように、略二本が「一院」の呼称を使用していることが注意される。むしろ略本型本文の「一院」は、広本型本文の呼称併用というあり方を意識して、それを調整するために導入された呼称だったのだと考えられる。

しかし、そうであったとしても、それは略本型本文が広本型本文から派生したということの意味しない。仮に略本型本文が広本型本文を前提にして、そこに後白河院出家を加えるなどの改変を行った

とするならば、呼称は「上皇」で統一することもできたはずである。しかしそれが「一院」という第三の呼称の導入によってなされているところに、略本型本文が広本型本文に還元しえないことが認められるのである。むしろ、武久氏が

（原平家）から（六巻本）までは（略）後白河の呼称も上皇或いは院と統一され、史実に矛盾せぬ描かれ方であったと判断される。¹⁶⁾

と想定されてような形態の本文を、略本型・広本型両本文の前提に等しく考えるべきであろう。広本型本文はこうした本文に「法皇」呼称を導入し、後白河院出家叙述を削除するという改変を加え、略本型本文はこうした前提本文のスタイルを維持しつつも、広本型本文からの影響を受けて呼称の整理を試みた、と考えられる。

既述したように、「清水寺炎上」は山門衆徒の清水寺焼き打ちの経過と、重盛諫言・院中の事件評価の部分とから成り立っており、広本型本文におけるその間の後白河院呼称の交替は、確かに、そこで両者が接合されたことの痕跡とみることができる。重盛諫言と院中の事件評価の二叙述は、そうした広本型本文を經由してさらに略本型本文に取り込まれ、その際、呼称の整理の必要に迫られた略本型本文が「一院」の呼称を採用した。広本型本文の影響としてこうした見取り図を想定することが可能である。

略二本の叙述には広本型本文が影を落としており、必ずしも広本型を遡る古態性を直接に伝えている本文とはいえないが、このように、少くとも古態性を温存している本文だといえるのではないだろうか。

それでは広本型本文が「法皇」呼称を出家前の後白河院に与えていること、そして出家叙述を持たないことほどのような事情に由来するのであろうか。この点を次節で考えてみたい。

Ⅲ 物語における「法皇」呼称の始発

後白河院は「二代后」で初めて物語内の人物として登場するが、出家を叙述しない広本型本文は既にここで「法皇」の呼称を用いている。まずその冒頭の部分を挙げる。

d 「略」就中永曆応保ノ比ヨリハ、院ノ近習ノ者ヲハ内ヨリ被_レ誡、内ノ近習ノ者ヲハ院ヨリ被_レ誡シメ間々、上下、恐_レ懼_レテ安キ心ナシ。臨_ニ深淵_ニ如_クニ履_フ薄氷_ヲ同シ。

(屋代本)

〔広〕○ 就中一永曆応保ノ比ヨリハ、内ノ近習ヲバ院ヨリ御誡アリ、院ノ近習ヲバ内ヨリ御誡アリ。カ、リシカバ、高モ賤モ恐レ怖キテ、安キ心ナシ。深淵ニ臨テ薄氷ヲ踏ガ如シ。(延慶本)

〔平家物語〕略本型本文と広本型本文の関係

○ 就中自ニ永曆応保比一内近習者從院被_レ誡院近習者自内被誡之間_ニ高モ賤モ恐_レ懼_レ無_シ安_キ意_モ如_ク臨深_キ淵_ニ似_レ踏_フ薄氷_ヲ(四部本)

e 「略」主上々皇父子ノ御間ニハ何事ノ御隔カ渡セ給フヘキナ

レトモ、思ノ外ノ事共有ケリ。(屋代本)

〔広〕○ 主上、上皇父子ノ御中ナレバ、何事ノ御隔カ有ベキナレドモ、加様ニ御心ヨカラヌ御事共多カリケリ。(延慶本)

慶本)

○ 主上上皇御親子間不_レ可_レ有_ニ何事御隔_ニ有_リ不慮外事

共一(四部本)

略二本、四部本・鬮諍録では、この事例dとeは一連の叙述であるが、広二本の場合、dとeの間に、後白河院と二条帝の不和を具体的に述べた叙述がある。煩雑になるが、そのあたりの広二本の叙述を以下、対照する形で示しておく。

延慶本

長門本

其故ハ

① 内ノ近習者、経宗、惟方ガ計ニテ、法皇ヲ輕シメ奉リケレバ大ニ不_レ安_ラ事ニ思食テ、清盛ニ仰テ、阿波国、土佐国へ被流ニケリ。

② 猿程ニ又主上ヲ呪咀シ奉ル由聞へ有テ、賀茂上ノ社ニ主上ノ御形ヲ書テ、種々ノ事共ラスル由、実長卿聞出テ、奏聞セラレタリケレバ、巫男一人擲取テ事ノ子細ヲ召問ニ、「院ノ近習者、資長卿ナド云、格勤ノ人々ノ所為也」ト白状シタリケレバ、資長卿、修理大夫解官セラレヌ。

③ 又時忠卿、妹小弁殿高院懷奉セケル時、過言シタリシトテ、其前年解官セラレタリケリ。

④ 加様ノ事共行相テ、資時、時忠二人、応保二年六月廿三日、一度ニ被流ニケリ。

⑤ 又法皇多年御宿願ニテ、千手観音千鉢御堂ヲ造ラムト思食シ清盛ニ仰テ、備前国ヲモ(ツ)テ被造ケリ。

⑥ 長寛二年十二月十七日御供養アリ。行幸成シ奉ラムト、法皇被思食ケレドモ、主上「ナジカハ」トテ、御耳ニモ聞入サセ給ハザリケリ。

⑦ 寺官勤賞被申ケレドモ、其御沙汰ニモ不及_ハ。親範ガ職事奉行シケルヲ、御堂ノ御所へ召シ、「勤賞ノ事ハイカニ」ト被仰下ケレバ、親範ガ計ニテハ候ハヌ由申テ、畏テ候ケレバ、法皇御泪ヲ浮サセ給テ、「何ノニクサニ、カホドマデハ思食シタルラム」ト仰ノ有ケルコソ哀ナレ。

⑧ (以下の蓮華王院の事は略すが、「法皇殊ニ憑ミ思食テ」という叙述あり。)

そのゆへは
① 内のきんしゆしやつねむね、これかたかはからひにて法皇をかろしめたてまつりければ、法皇安からぬことに思食て、清盛に仰せて阿波国、長門国へなかされにけり。

② さるほどに主上をしゆそしたてまつるよし聞えありて賀茂の上の社に主上の御形をかきて種々の事ともするよし実長卿聞出て奏聞したりければ、宮人一人からめとりてこの子細を召しとはる、に、院のきんしゆうしや資長卿などいふかくこの人の所為なりと白状したりければ資長修理大夫解官せられけり。

③ 又時忠卿の妹小弁殿、たかくらの院をうらみまいらせけるに於て、過言をしたりけるとて、其前の年解官せられたりける。

④ かやうの事とも行合て資長、時忠二人おうほう二年六月廿三日一度になかされにけり。

⑤ 又法皇多年の御宿願にて千手観音千体の御堂を造んとおほしめして清盛に仰て備前国をもてつくられにけり

⑥ 長寛二年十二月十七日御供養ありき。行幸をなしたてまつらんと法皇おほしめされけれ共、主上なしかはとて、御耳にも聞入させ給はさりけり

⑦ 寺官の勤賞申されけれども其沙汰にもおよはず親範職事にて奉行しけるを御所へめして勤賞の事はいかにと仰られければ親範勅許候はぬにこそと申て畏て候ければ法皇御涙をうけさせ給ひて何のにくさにかほとまては思食たるらむと仰られるそあはれなる。

⑧ (以下の蓮華王院の事は略すが、「法皇」ことにたのみおほしめされて」という叙述あり。)

このf表部が「愚管抄」と関わりがあることは既に先学によって論及されている。赤松秀俊氏は、延慶本を抄出したと覚しき事例を指摘し、「愚管抄」の方に依拠性すなわち後出性を認め、承久の乱以前成立と推定する平家物語原本の佛を延慶本がよく伝えていたとされた。^{①⑦}

いっぽう富倉徳次郎氏は文体的特徴を指標に、「延慶本」の方にこそ「愚管抄」に基づく編纂性があるという見解を示された。^{①⑧}氏はそれを「現存延慶本」段階の増補とし、いわゆる「延慶本祖本」と「愚管抄」の関係は否定されている。

武久堅氏は富倉説に妥当性を認めつつも、長門本との兄弟性を重視し、延慶本・長門本共通親本、いわゆる「旧延慶本」段階での「愚管抄」依拠という修正説を提唱されている。^{①⑨}従うべき見解であると考える。

たとえば延慶本・長門本本文に共有されている次の事例は、「愚管抄」本文からの誤りとして既に山下宏明氏が指摘されている。^{②⑩}

g (延) 又時忠卿、妹小弁殿高倉院恨奉セケル時、過言シタ
リトテ、其前年解官セラレタリケリ。

(長) 又時忠卿の妹小弁殿、たかくらの院をうらみまいらせけるにつゝて、過言をしたりけるとて、

〔愚〕 又時忠ガ高倉院ノ生レサセ給ヒケル時。イモウトノ

〔平家物語〕 略本型本文と広本型本文の関係

小辨ノ殿ウミイラセケルニ。ユ、シキ過言ヲシタリケルヨシ披露シテ

延慶本が応保二年の「其前年」つまり応保元年のこととする建春門院(小弁殿)の高倉院出産と、その際の時忠の舌禍のことは、「百鍊抄」が伝えていゝ。^{②⑪}こうした史料に概ね一致しながら、なお

「恨」にまつわる何等かの異説を伝えていゝということは考えにく
いから、ここはやはり延慶本・長門本の叙述を訛伝とみるべきであ
らう。広二本のf表部分は叙述の多くが一致しているが、この事例
gが端的に示すように、両者の近接度は高い。同一の叙述からの分
化が推測されるが、しかし、どちらかがいっぽうの本文を踏まえた
という直列的な関係は想定しにくい。次に示す事例h群の内、h②
は延慶本、h③は長門本が、それぞれ独自に「愚管抄」の記述と一
致するというあり方をみせており、どちらかが後に改めて直接「愚
管抄」に依つて叙述を訂したという事情は想定し難いからである。

h① 〔愚〕 經宗ヲバ阿波國、惟方ヲバ長門國ヘ流シテケリ。

(延) 經宗、惟方(略)阿波國、土佐國へ被流ニケリ。

(長) つねむね、これかた(略)阿波國、長門國へなか
されにけり。

h② 〔愚〕 カウナギ男カラメラレタリケレバ

(延) 巫男一人擲取テ

(長) 宮人一人からめとりて

h ③ 「愚」資賢ガ修理大夫解官セラレヌ。

(延) 資長卿修理大夫解官セラレヌ。

(長) 資賢修理大夫解官せられけり。

h ④ 「愚」親範、「勅許候ハヌニコソ」ト申タリケレバ、

(延) 親範方計ニテハ候ハヌヨシ申テ

(長) 親範勅許候はぬにこそと申て

この事例hの一連の叙述から、f表の院内不和叙述は広二本の親本の段階で既に存在していたものとみることがができる。

また、「愚管抄」のf表と同部分の叙述では後白河院を、「後白河院」または「院」と呼称しているのだが、広二本では「法皇」としていることにも注意を要する。

「清水寺炎上」での「上皇」「法皇」の併用には、広二本間で異同が認められたが、ここでの「法皇」呼称の使用は、両本とも、f表の内外で截然と区別されたものとなっている。このf表部内の呼称を広二本の親本段階で整理されたものとみると、この梓の前後に位置する事例d・eの呼称が広二本・略二本で一致していることの説明が困難である。もし、広二本の形が本来の姿であるならば、「二代后」冒頭部の呼称は「法皇」で統一されていなければならないはずである。しかし実際は、略二本本文と共通する叙述に限って「上

皇」の呼称が用いられているのである。広本がf表部を構成するために資料を取り込み、しかもその資料が、既に呼称を「法皇」としていたものであったという可能性を考えなければならないのでないだろうか。それならば、撰取した資料ははたして「愚管抄」そのものであったかが問題になる。赤松氏は「異本のほとんどないこと」を根拠に、現「愚管抄」が「成立当初の原文を忠実に保存している」と指摘されている²²。これに従えば、富倉氏が「同一の史実を材としたのであろう」と推定されたように、広本型の本文が拠つたのは「愚管抄」そのものというよりは、むしろ「愚管抄」と共通の素材か、あるいは「愚管抄」から派生した二次的な史料だったと考えらるべきであろう。

また、佐伯真一氏は、富倉・武久両氏が提示された「愚管抄」依拠説を支持しつつも、f表の院・内不和叙述が「二代后」説話以上に主上・上皇の対立の本質に関わる叙述と捉え、その依拠を「平家物語」の源流的段階でのごとく推定されている²³。確かに氏の御指摘のように、事例eに置かれている広二本の「御心ヨカラヌ事」に対応する、略二本の「思ノ外ノ事共有ケリ(屋代本)」は、f表をもたないため、具体的な内容が明確ではない。しかし、略本でも事例dの「院ノ近習ノ者ヲハ内ヨリ被ル誠、内ノ近習ノ者ヲハ院ヨリ被ル誠シメ間々」の叙述で、その「事共」の性格を説明はできている

と思う。事例dのこの叙述はf表部に詳述されているような出来事を略述的に述べた叙述として、いわば広二本のf表の叙述とは異体関係にあるとみることができる。そして広二本が事例dを持たず点線枠部のみで構成されているのならば、事例dは「愚管抄」や広二本のf表部の叙述を略本型本文が構成したものと考えることができる。しかし広二本では、事例dがf表の冒頭文として置かれるという構成で両者が併存しており、しかもその接合方法には検討すべき問題が認められるのである。

広二本・略二本とも、事例dは「院内の戒め合い↓上下の恐懼↓深淵薄水の譬」という閉じた文脈を持ち、一つの完結した叙述となっている。しかし広二本が事例dとf表部を接合している「其故ハ」は、「高毛賤毛恐レ怖キテ安キ心ナシ。深淵ニ臨テ薄氷ヲ踏ガ如シ（延慶本）」を承けている。上下の恐懼する理由を説く形でf表部の院・内不和叙述を接合していく、つまり、事例dの閉じた文脈を「其故ハ」で再度聞き、改めて院・内の戒め合いを詳述していく叙述展開となっているのが広二本の構成である。こうした接合のあり方から、広二本の本文は略本文を遡るとみるよりも、むしろ略本型本文が留めているような事例d・eの叙述にf表部を割り込ませることで成り立っているとみるほうが適当だと思われるのである。

また、事例dでは、略本型本文と広本型本文との間で院・内の戒

め合いの叙述順が逆になっている。武久氏はこうした異体が派生した経緯を次のように推定されている。

（屋）（南）の共通祖本を仮に（原屋代本）と呼ぶとして、この原初の語り本系十二巻本が両句を入れてかけて編集したのではないか。しかもその動機は、単純な誤伝とは言えぬ、むしろ院の庁、究極的には後白河個人を描出する姿勢の戒る種の偏向を意図していると言える。院内不和は中世軍記物に不可欠な冒頭的主題の一つであるが、この主題を捕らえるのに、少くとも院の庁からの先制挑撥としては捉えまいとする動機を秘めている。語り系十二巻本（第一次編集）の成果である。²⁵

院・内の叙述の入れ替えに、後白河院を描出する姿勢の「或る種の偏向」を見出されている点で示唆的である。ただし、これを語り系の水準のことと指摘され、四部本・關諍録を遡型と判定される点には別の推論を立てることも可能である。すなわち広二本の事例dが「院↓内」の順を採る理由は、f表部との関連で考えてみることもできるからである。

f表部の院・内不和の叙述は広二本型の事例dが院方から「誠め」が始まったとするのに対応して、まず内の近習者経宗・惟方が院によって配流されたことから始まっている。しかしこの配流の理由由は両人が後白河院を軽しめたというものであり、「誠め」は院方

からだ、その前提には内方からの「先制攻撃」があったというのが広二本の叙述構成なのである。広二本の事例 d は、確かに院↓内の叙述順になってはいるが、それは f 表の叙述を挿入するとき、その内容に合致するように操作したものとみることが可能なわけである。また、f 表部を持たない四部本・闘諍録は本文構成上は略本型に属するようだが、事例 d の叙述は院先制型を採っている。略二本・広二本が叙述の差異をみせつつも内の先制型を基調としている中で、特異なあり方といわなければならない。しかし院先制型であるということは、つまり事例 d が広二本と同じ形をとっているということである。四部本・闘諍録の院先制型叙述は、広二本的な本文から f 表部を省略した際、事例 d を広二本型のまま残してしまつたため生じた形態だと考えられる。

つまり四部本・闘諍録も含めた広本型本文で事例 d の先制した叙述順になっているのは f 表部の存在を前提にしているためなのであり、結局内が先制攻撃をかけたという叙述構成を採っているわけである。すなわち武久氏が略本型本文に認められた「後白河個人を描出する姿勢の或る種の偏向」という主題は、広本型本文にも共有されていると考えられるのである。

広本型本文では、この「事例 d ↓ f 表部 ↓ 事例 e」に続く「二代后」説話の部分に、次のように、「法皇」呼称が用いられている。

i ① 「略」(屋) 主上常二院ノ仰ヲ申返サセ坐ケル中ニ(覚一本同じ)

「広」(延) 主上ハ上皇ヲモ常二院ノ仰ヲ申返サセ坐ケル中ニ

(長) 該当叙述なし²⁵⁾

(四) 主上法皇仰恒申返サセ下ア中

(闘) 主上申還マテ法皇ノ仰ヲ

i ② 「略」(屋) 上皇モ不レ可レ然ル之由、誘ヘ申サセ給ヘハ

(寛) 一本同じ)

「広」(延) 法皇モ此事ヲ聞食テ不可然之由度々申サセ給ケレドモ

(長) 法皇もこの事聞召しかるへからざるよし、

度々申させおはしませけれ共

(四) 法皇モ此事不レ可レ然申サセ下ケレ

(闘) 法皇此事不可然之由雖ニ令申給

「法皇」呼称による統一に注目すれば、「清水寺炎上」末尾の二挿話と同様に、「二代后」自体を増補されたものと考えることができるともされない。しかし延慶本の i ① の事例は事例 d・e に引き続き「上皇」の呼称を用いており、「清水寺炎上」の焼き打ち部と同傾向の揺れをみせている。これはむしろ i ② の「法皇」呼称の方を、f

表部が挿入された余波と理解するべきだろう。四部本・鬮諍録はf表部を持たない点で略本型に属するようだが、「法皇」の呼称は使用されている。この呼称の交替も、四部本・鬮諍録が広二本のような形態からf表部を省略した本文であることを証しているとみられる。なお①の事例で四部本・鬮諍録に「法皇」が用いられているのは、呼称の統一を試みた結果であるだろう。

IV 『平家物語』の後白河院観

このようなf表の院・内不和説話の挿入が、広本型本文の後白河院を物語登場の始めから「法皇」と位置付ける理解と、それに矛盾する出家記事を削除する契機になったと考えられる。そしてそれは、略本型本文も含めた『平家物語』全体に通底する後白河院観を明示する方向に沿った叙述操作だったのではないかと考えられる。

後白河院が二条帝の側から先制されたとする『平家物語』の立場は、「二代后」で二条帝を位置付けていく叙法にも認められる（以下の諸例は屋代本の叙述を挙げたが、諸本とも同内容の叙述を持つ。）。

- i 上皇モ不_レ可_レ然ル由、誘_レハ申サセ給ヘハ、主上仰ノ有ケル
- ハ、「天子ニ父母ナシ。吾十膳ノ戒功ニヨテ万乗ノ宝位ヲ治ツ。是レ程ノ事、ナトカ叙慮ニ任セサルヘキ」トテ、既ニ御入内ノ

日、被_ニ宣_下一上ハ、不_レ及_ニ。

『百鍊抄』の記述「凡御在位之間。天下政務一向執行。不_レ奏三上皇。被_レ仰合_ニ關白_一許也」によれば、二条帝の治世は院政以前の天皇の執政を襲ったものであるともいえる。この観点に立てば、『平家物語』の二条帝の言葉はそれとして筋の立ったものと読むこともできる。しかし、この事例jの前に公卿僉議の否決を、後に多子の悲嘆と父の説得を叙述することで、『平家物語』は、二条帝のあり方を否定的に位置付けている。こうした二条帝観は卷三「法皇被流」で、六条帝観と併せて、評言の形で明示されている。

- k 二条院モ賢王ニテ渡ラセ給タリシカトモ、天子ニ父母ナシトテ、法王ノ仰ヲ申返サセ給ケリ。サレハニヤ、継_レ体ノ君ニテモ坐マサス。御讓_リヲ請サセ給タリシ六条院モ、僅ニ御年十三ニテ崩御成ヌ。浅猿カリシ御事也。

すなわち、この両帝が帝としての資質に欠ける存在であった根拠を後白河院との親和性を保とうとしなかったことに求める、というのが『平家物語』の立場なのである。

『平家物語』が後白河院を評価軸として物語世界の叙述を構成していることは、以後の諸帝をめぐる叙述からも認めることができる。高倉院は先の両帝に比べて叙述量が多いが、それはまさに後白河院との結びつきの強さによって保証されているといつてもいい。巻

三「法皇被流」では、法皇の幽閉を知った高倉院の対応が次のように叙述されている。

1 其比主上臨時ノ御神事トテ、毎夜ニ清涼殿ノ石灰^{クライ}ノ壇ニシテ、大神宮ヲ御拝有ケリ。是ハ只一向法王ノ御祈トソ覺タル。

また、巻四に量を占める高倉院の「嚴嶋御幸」と「還御」のそもそもの動機は次のように述べられている。

m 上ニハ平家ト御同心下ニハ法皇ノイツトナク鳥羽殿ニ押シ籠ラレテ渡ラセ玉ヘハ、入道ノ心ヲ和ケ玉ヘトノ御祈念ナリトソ覺ヘタル^㉗

巻六の追悼話群において高倉院が「末代の賢王」と讃えられ、延喜天曆の帝に比されるのは、こうした叙述と関連があるだろう。

安德帝は袴着・まな始めから即位までを巻四「嚴嶋御幸」で述べられているが、そこには二つの注目すべき叙述がある。「法皇ハ只鳥羽殿ニテ御耳ノ外ニソ聞召レケル」と、「是モ太政入道万思フ仮ナルカ致ス所也。」である。安德帝の帝としての異質性は、たとえば巻十一「劔」などに叙述されているが、後白河院と絶縁した存在であったとするこの二つの叙述は、そうした文脈の一環として機能しているといえる。これは巻八「山門御幸」で述べられる四の宮（後鳥羽帝）即位説話の次の叙述と対比すればさらに明らかになる。

n 其後四ノ宮ノ四歳ニ成セ給ヲ、法王、「是ヘ」ト仰ケレハ、

少シモ憚ラセ給ハス、聽テ御膝^{ひざ}ニ參ラセ給テ、ヨニモナツカシケニソ坐々ケル。(中略)「サテ御譲リハ、此宮ニテソ渡ラセ給ヘキ」ト被^レ申ケレハ、法王、「子細ニヤ」トソ仰ケル。

これは異質な帝である安德の後を襲う帝の選定に当たって、後白河院との親和性という論理をことさらに明示する、そうした意味を担った叙述とみることができよう。

『平家物語』はこれら一連の帝についての叙述で、その世界観の基調を示していると考えられるが、こうした物語世界の秩序を統御する評価軸としての後白河院を、叙述によってより明確に押し出すようとしているのが広一本、特に延慶本であるといえる。「王法仏法牛角」は『平家物語』諸本に通底する思想といえるが、延慶本はこの思想を、第二本「法皇灌頂事」で改めて説き明かしている。法皇はそこで、住吉神との天魔問答を通じて、仏教者としての驕慢を戒められることになっている。これは直接には三井寺灌頂の停止へと繋がる説話ではあるが、しかし、『平家物語』にあつて、天魔は灌頂を妨げるだけでなく、物語世界を侵犯する力としてしばしば叙述されているから、この天魔問答は延慶本、より広くは『平家物語』の物語世界観を承け、それを解き明かす叙述であるともいえる。そして「此法皇程ノ薫修練行ノ御門ヲ未承」という賛辞や、天王寺灌頂後に現われる「金剛仏子ノ法皇」あるいは「即身成仏ノ玉鉢」

という形容句を与えることで、延慶本は「王法仏法牛角」思想、つまり物語世界の秩序観の体現者として後白河院を位置付けていると考えられる。

広本型本文が物語の始めから後白河院を法皇と位置付けることを志向した意図は、延慶本のこうした叙述によって明確に打ち出されていると考えられる。ただし、そうした本文のより適行的な姿は、むしろ白河院出家叙述を持たない長門本と四部本・鬮諍録の方によく留められていることができる。

まとめ

後白河院の出家叙述の有無と呼称との関連に注目して、略本型本文と広本型本文の両スタイルがありえたことを指摘し、両者の関係について考察を試みた。

広本型本文は「二代后」の冒頭部で、おそらく、「愚管抄」と共通する資料を増補して、後白河院・二条院、およびその周辺の不穏な空気を場面的に構成しようと試みている。呼称に注目すれば「清水寺炎上」の重盛諫言と院中の事件評価の叙述も同時期の増補とみることができ、その作業は物語鬮頭から後白河院を「法皇」と位置付ける志向を広本型本文にもたらすこととなり、後白河院出家叙述の削除へと繋がったのではないかと推測される。それは『平家

物語』に通底する後白河院観を、叙述として前面に押し出す方向での改変であると考えられる。延慶本と盛衰記は後白河院出家叙述を持つものの、そこには後補性が認められ、そうした想定適形本文の骨格はむしろ長門本や四部本・鬮諍録に留められているといえよう。いっぽう、出家叙述を持つ略本型本文の「清水寺炎上」における「二院」の呼称は、「上皇」「法皇」を併用する広本型本文の影響を受けた整理の結果もたらされたものと認められた。そしてその整理の具体相は、「清水寺炎上」末尾の重盛諫言と院中の事件評価の二叙述が広本型本文から略本型本文に取り込まれた際、呼称の整理の必要に迫られた略本型本文が「二院」の呼称を採用した、と推測した。

しかし、これは略本型本文が広本型本文に還元されることを意味するものではない。「二代后」の冒頭部を構成する事例 d・e の呼称のあり方を勘案すれば、後白河院出家を持つ略本型本文もまた、広本型が拠つたであろう、出家を境に後白河院の呼称を使い分ける本文の流れを汲むことが想定されるのである。しかもそうした本文は、略本型のほうにより温存されているとさえいえる。つまり略本文は広本型本文の影響も強く受けているとはいえず、必ずしもそこから派生した本文とはいえない。むしろ、広本型と略本型は、同じ本文から各々分岐したものであるのではないかと考えられるのである。

小稿で検討した問題に留まらず、屋代本あるいは略二本には、現存広二本、あるいは關諍録・四部本などから推定される広本型本文には還元しえない要素を叙述上に見出すことができる。略本型本文の上流に何等かの「雑多な内容の記事をたくさん取り込んだ未整理な形態」^②の、いわば広本的な本文を指定するならば、その輪郭は現存広二本、あるいはそこから想定される遡行形態の方へ引き寄せるばかりではなく、現存略二本の遡行形態の想定作業とそこで生じる問題点を広本系本文に照らし合わせつつ、両系の課題を止揚する中で求められなければならないと考えるのである。

注

- ① 諸先学^①に指摘があるが、具体的な輪郭を探るのが、『平家物語成立過程考』(一九八六年) 桜楓社)に取められた武久堅氏の一連の論考である。
- ② 千明守氏「屋代本平家物語の成立―屋代本の古態性の検証」巻三「小督局事」を中心として、栃木孝惟編『平家物語の成立 あなたが読む平家物語Ⅰ』(一九三三年 有精堂)所収
- ③ 「『屋代本平家物語』本文の基礎的問題―巻二「殿下乗合」の叙述検討から―」同志社国文学」第四十二号 一九九五年三月
- ④ 「平家物語における後白河院の位置」(一)「文学研究」(日本文学研究協会)三十一号 一九六九年十一月

ただし、氏のこの御見解は、四部本・關諍録を古態とみる時代の中で、御発言であるため、両本文を直接の対象として立論されている。しか

し、これは延慶本・長門本にも通底する問題であるため、ここでは、この広二本の課題として引用させていただいた。

⑤ 小稿で引用した諸本文は以下による。

- ・ 屋代本 『屋代本高野本対照 平家物語』(新典社)
 - ・ 覚一本 岩波日本古典文学大系 『平家物語』
 - ・ 延慶本 『延慶本平家物語 本文篇』(勉誠社)
 - ・ 長門本 『岡山大学本平家物語二十巻』(福武書店)
 - ・ 四部本 『四部合戦状本平家物語』(汲古書院)
 - ・ 關諍録 未刊国文資料『源平關諍録と研究』
 - ・ 盛衰記 中世の文学『源平盛衰記』(三弥井書店)
- ⑥ 覚一本が広本から叙述を適宜撰取し、本文の改訂を試みているという点については、注3の拙稿において、「殿下乗合」の事例を示した。
- ⑦ 生形貴重氏の「平家物語」プロローグ部小考―四部本の形態の意味するもの―(水原一氏編『古文学の流れ』(一九九六年 新典社)所収)での御指摘などがある。
- ⑧ 『百鍊抄』(国史大系 吉川弘文館) 嘉応元年六月十七日の記事は「六月十七日。太上天皇御出家(御年四十三)(以下略)」というものである。なお、以下『百鍊抄』の引用は全てこれによる。『玉葉』の記事は論中に示した。
- ⑨ 仁安三年二月十九日の高倉帝の即位を、延慶本は巻一の「春宮踐祚事」で次のように叙述している。

六条院、御譲ヲ受サセ給タリシカドモ、僅ニ三年ニテ、同年二月十九日、東宮「高倉院」八歳ニテ大極殿ニテ踐祚

二重線部の叙述から、高倉院即位が仁安三年と解釈できる。ただし波線部「同年」が承けているのは、延慶本の場合、直前に叙述される仁安元年十月九日という高倉帝立太子の年次になってしまう。現に關諍録が

〔仁安元年〔丁酉〕二月十九日東宮「高倉天皇」有^ス御賤許〕という理解をみせている。長門本は同所を「同^三年二月十九日、東宮高倉院八歳にて、大極殿にて御即位」としており、延慶本はおそらく直前の「僅一三年ニテ」との混乱によって「三」を脱落させているものと推測される。

⑩ 小稿の「玉葉」引用は、全て名著刊行会版による。

⑪ 盛衰記と「玉葉」との資盛が恥辱を受ける経緯の近似性は以下の通り。

(以下各本文)

〔盛〕同二年七月三日、法勝寺へ御幸アリケレバ、当時ノ楯祿基房公

一号三松殿ニ参給ケリ。還御ノ後、殿下三条京極ヲ過給ケルニ、

三条面ニ女房ノ車アリ。(略)鳥帽子著タル者乗タリケリ。(略)

狼籍也トテ、前ノ簾并ニ下スダレヲ切落タリケルニ、葛ノ袴ヲ着

タル男アリ。車ヲ馳テ逃ケルヲ追懸ケテ、散々ニ打ケリ。(略)

件ノ男ハ(略)資盛也ケリ。

〔玉〕(七月)三日〔辛巳〕今日、法勝寺御八講也、有^二御幸^一、摂政

被^レ参^レ法勝寺^一之間、於^レ途中^一越前守資盛(重盛卿嫡男)乗^二女

車^一相逢、而摂政舍人居飼等打^レ破彼車^一、事及^二耻辱^一云云(卷

五「嘉応二年」)

⑫ 「玉葉」の後白河院出家記事は次の通りである。

〔玉〕(嘉応元年六月)十七日〔壬寅〕天陰、時々雨降、今日、上皇

御出家也、所^レ被^レ始^レ御逆修^一也、限以^二五十九日^一、云々、(略)

授^二太相国戒師布施^一(略)今日戒師、三井寺長吏大僧正覚忠、

唄、法印公舜、法印憲覚、剃手、法印尊覚・法印公顕(略)

僧位などに違いもあるが、概ね盛衰記と一致している。また、「愚管

抄」卷二「後白河」に「終二入壇灌頂遂サセ給。御師ハ公頭大僧正也。智証大師門流也。」とある。後の灌頂についての記事ではあるが、盛衰

記の「僧都公顕也。今度智証ノ門徒ヲ用ヒラル。」との近さを認められる。

なお、小稿の「愚管抄」引用は、岩波古典文学大系の本文による。

⑬ 清水焼き打ちのことは、たとえば「百鍊抄」では永万元年八月九日条に次のように記述されている。

延暦寺僧下洛。焼^二拂^一清水寺^一、是二条院御葬禮夜、諸寺念佛群

參之時、興福寺僧打^レ破延暦寺額板^一

⑭ 注4に同じ。

⑮ 注4に同じ。

⑯ 注4に同じ。

⑰ 「平家物語の原本について」『文学』一九六七年二月号

⑱ 「原平家物語の意味」『文学』一九六七年六月号

⑲ 「愚管抄」依拠の二つの段階「四部合戦状本の位置」

広島女学院大学「国語国文誌」九号(一九七九年十二月)『平家物語

成立過程考』(桜楓社)第二編の第二章

ただし武久説は富倉説を承けて二段依拠説の観点から唱えられている。

そうした氏の御論の根幹について論じる用意は現在ないが、氏の第一段

階についての御見解は確認できると考える。

⑳ 「平家物語評釈? 二代后(一)」『解釈と鑑賞』一九六八年十月号

㉑ 「応保元年」九月十五日。右少弁時忠已下解官。是彼妹小弁殿「上西

門院」誕^二上皇皇子「高子」之旨。世上噉々之説云々。『愚管抄』の記

述もこうした事情を踏まえたものであるだろう。

㉒ 注17に同じ。

㉓ 注18に同じ。

㉔ 「平家物語の愚管抄依拠」帝塚山学院大学「研究論集」第十八集(一九八三年十二月)

②⑤ 注4に同じ。

②⑥ 長門本は事例dの末文「加様ニ御心ヨカラヌ御事共多カリケリ(延慶本)」を、二代后説話の末尾に「大方その比はこれのみならず・かやうの思のほかの事共多かりけり」という形で置いている。こうした改変の過程で、事例i①を脱落させたのであろう。

②⑦ 屋代本は巻四を欠くため、斯道百二十句本を用いた。なお斯道本の引用は「百二十句本平家物語」(斯道文庫編 汲古書院)に拠った。以下の巻四引用部も同じ。

②⑧ ここには安徳帝を八岐大蛇の化身とする叙述が認められるが、この問題には稲田秀雄氏が詳しく考察をお加えになっている。(竜蛇伝承の諸相・覚え書き)同志社大学院生部会『研究会報』第十一号 一九八一年)

②⑨ 他に略本では巻三「公卿揃」の安部時晴の挿話、甌の挿話の結びで、「後ニコソ思合ル事共多カリケレ」と評言している。広本では延慶本が巻十一に「安徳天皇事」という章段を設けて異質性を詳述している。また、例えば巻三「行隆之沙汰」では、清盛の治承三年の政変の理由を「入道ノ心ニ天魔入替テ、猶腹ヲスエカネ給ヘリ」と叙述している。あるいは巻一「鹿谷」で成親の謀反の心が付いた理由も「天魔ノ所為トソ見ヘシ」とされている。また巻五「奈良炎上」での、焼き打ちを誘発する南都大衆の振舞いも「只天魔ノ所為トソ見ヘシ」と叙述されている。以上は概ね諸本に共通するところだが、延慶本は他でも天魔に言及することが多い。

③⑩ 注2に同じ。